

渋沢丘陵周辺土地利用構想（仮称）等策定支援委託業務プロポーザル実施要領

1 業務名称

渋沢丘陵周辺土地利用構想（仮称）等策定支援委託業務

2 業務目的及び内容

別紙「仕様書」のとおり

3 契約期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。

4 提案金額の上限（消費税及び地方消費税を含む。）

10,362,000円

5 提案資格

- (1) 秦野市競争入札参加資格者名簿（コンサル：営業種目「都市計画及び地方計画」及び「道路」）に登録があること。
- (2) 平成27年度以降に実施し、本事業の公募開始の日までに完了した地方公共団体が発注する次の同種又は類似業務を元請けで履行した実績があること。
 - ア 同種業務：インターチェンジ（スマートインターチェンジを含む）周辺における土地利用構想を策定する業務
 - イ 類似業務：都市マスタープランまたは立地適正化計画を策定する業務
- (3) 管理（主任）技術者に、次のいずれかの資格保有者が配置できること。
 - ア 技術士－総合技術監理部門（建設部門関連科目）又は建設部門（都市計画及び地方計画）
 - イ R C C M－都市計画及び地方計画部門
- (4) 管理（主任）技術者に、平成27年度以降に実施し、本事業の公募の日までに完了した第2号に規定する同種又は類似業務の実績を有する者が配置できること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準（平成17年4月1日施行）に基づく停止措置の期間中でないこと。
- (7) 秦野市暴力団排除条例（平成23年12月14日条例第18号）に基づく入札等への排除措置を受けていないこと。
- (8) 国税及び地方税等を滞納していないこと。

6 プロポーザルの日程

No	項目	期間等
1	公募開始	令和7年4月1日（火）
2	参加申出書の提出期限	令和7年4月8日（火）午後5時まで
3	提案資格審査結果の通知	令和7年4月11日（金）
4	質問書の提出期限	令和7年4月14日（月）午後5時まで
5	質問書に対する回答	令和7年4月21日（月）
6	企画提案書の提出期限	令和7年4月25日（金）正午まで
7	ヒアリングの実施	令和7年5月9日（金）（予定） *時間等の詳細は別途連絡
8	選定結果通知の発送	令和7年5月中旬
9	契約の締結	令和7年5月末

7 参加申出書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり書類を提出すること。

また、書類提出に当たり、別添の参加申出に係る誓約事項を確認すること。

なお、実施要領等の関係書類は、当市ホームページ（トップページ）→事業者の方へ→入札・契約→プロポーザル）から入手すること。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加申出書（様式1）

イ 参加申出者概要書（様式2）

ウ 配置予定技術者概要書（様式3）

エ 第5項第2号から4号に規定する業務実績又は資格保有を証明する書類

オ 管理（主任）技術者及び担当技術者が参加申出者に在籍していることを証明する書類

(2) 提出期限

令和7年4月8日（火）午後5時まで

(3) 提出先

秦野市政策部総合政策課

(4) 提出方法

電子メールにより提出すること（押印不要）。

なお、電子メールの表題を「渋沢丘陵周辺土地利用構想（仮称）等策定

支援委託業務プロポーザル申込み（事業者名）」とし、電子メール送信後に確認の電話（開庁日の午前8時30分から午後5時まで）を行うこと。

(5) 提案資格審査結果の通知

提出された参加申出書等の書類をもとに、提案資格の確認を行い、その結果を令和7年4月11日（金）までに参加申出者全員に対し電子メールにより通知する。

8 質問の提出及び回答

本業務に対して質問がある場合は、次により書類を提出すること。

(1) 提出書類

任意様式

(2) 提出期限

令和7年4月14日（月）午後5時まで

(3) 提出先

秦野市政策部総合政策課

(4) 提出方法

電子メールにより提出すること。

なお、電子メールの表題は、「渋沢丘陵周辺土地利用構想（仮称）等策定支援委託業務プロポーザル質問（事業者名）」とし、電子メール送信後に確認の電話（開庁日の午前8時30分から午後5時まで）を行うこと。

(5) 質問書への回答

質問に対する回答は、令和7年4月21日（月）までに当市ホームページ上で行う。

9 既存資料の閲覧

企画提案書の作成にあたり、次の資料を閲覧することができる。

なお、閲覧にあたっては、事前に申し込みを行うこと。

(1) 資料名

ア 渋沢丘陵周辺の土地利用のあり方 報告書（令和3年3月作成）

イ 渋沢丘陵周辺に係る土地利用に係る庁内検討資料（令和7年1月資料）

(2) 閲覧方法

ア 申込方法

電子メール

なお、電子メールの表題を「渋沢丘陵周辺土地利用構想（仮称）等策定支援委託業務に係る既存資料閲覧申込み（事業者名）」とし、電子メール送信後に確認の電話（開庁日の午前8時30分から午後5時まで）を

行うこと。

イ 申込期間

令和7年4月1日（火）から令和7年4月25日（金）正午まで

ウ 閲覧期間

令和7年4月1日（火）から令和7年4月25日（金）までの
午前8時30分から午後5時まで（休日を除く）

エ 閲覧場所

秦野市役所政策部総合政策課（本庁舎5階）

10 企画提案書等の提出

企画提案書は、次により書類を提出すること。

なお、期限までに提出がない場合は辞退とみなす。

(1) 企画提案書（様式6、様式7）

ア 提出書類

(ア) 正本（様式4を表紙とする。）

(イ) 副本（様式5を表紙とする。）

イ 提出部数

(ア) 正本1部（クリップ留め、表紙A4版、提案書A4版）

(イ) 副本7部（ 〃 ）

ウ 提出期限 令和7年4月25日（金）正午まで

エ 提出場所 秦野市政策部総合政策課

オ 提出方法 持参又は郵送（期限必着）

カ 企画提案の内容

企画提案書には、次の内容を盛り込むこと。

(ア) 業務の実施方針

(イ) 実施フロー、工程計画

(ウ) その他（有益な代替案、重要事項の指摘）

(エ) 選定テーマに関する企画提案

【選定テーマ】

今後の社会情勢の変化を踏まえるとともに、厚木秦野道路(国道246号バイパス)の開通前後を見据えた最適な土地利用構想を策定する上での着眼点及び配慮すべき事項

キ 留意事項

(ア) 企画提案書は、基本的な考え方を簡潔に記載し、文字は読みやすい大きさ（11ポイント以上）とすること。

また、引用する場合は、必ず出典元を記載すること。

(イ) 企画提案書には、提案者の特定につながる事項（事業者名等）を記載しないこと。

(2) 参考見積書（任意様式）【提出部数：1部】

参考見積書には、企画提案の内容を踏まえた内訳書を添付すること。

なお、第3項に規定する提案限度額を超えたものは、失格とする。

11 ヒアリング

提出された企画提案書の説明及び質疑応答を求めるため、次のとおりヒアリングを実施する。

(1) 期日及び場所

ア 期日 令和7年5月9日（金）（予定）

イ 場所 秦野市役所

時間や場所等の詳細は、参加者に別途通知する。

(2) 実施方法

ア 時間配分は、説明10分、質疑応答15分程度を予定する。

イ 出席者は、配置予定の管理（主任）技術者を含む3名以内とする。

ウ 資料説明及び質疑応答は、配置予定の管理（主任）技術者が行うものとする。

エ ヒアリングは既に提出された企画提案書（紙媒体）により行い、追加資料の提出及び提示は認めない。

オ ヒアリングは会社名を伏して行うので、社章、名札の着用等、会社名が特定できるような言動はしないこと。

12 受注候補者の選定

(1) 本市職員による選定委員会を設置し、受注候補者を選定する。

(2) 次の評価基準により企画提案書及びヒアリング内容を評価のうえ、本業務に最も適した提案を行ったと認める有資格提案者を受注候補者として選定する。

(3) 同一点数の有資格提案者が複数ある場合は、企画提案書の点数が高い者を上位とし、この点数も同じ場合は、選定委員の投票により決定する。

(4) 参加事業者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、選定については、選定委員会で決定するものとする。

(評価基準)

審査項目	評価基準（審査の視点）	配点
企業の経験及び能力		
資格要件	秦野市競争入札参加資格者名簿（コンサル）に次の登録があること。 <input type="checkbox"/> 都市計画及び地方計画 <input type="checkbox"/> 道路	数値化しない
業務実績	平成27年度以降実施の公表の日までに完了した、同種又は類似業務の実績を評価する。 ①同種業務の実績がある ②類似業務の実績がある	① 10 ② 5
管理（主任）技術者の経験及び能力		
資格要件	技術者資格を次の項目で評価する。 ①技術士 ・総合技術監理部門（建設部門関連科目） ・建設部門（都市計画及び地方計画） ②RCCM（都市計画及び地方計画）	① 10 ② 5
業務実績	平成27年度以降実施の公表の日までに完了した、同種又は類似業務の実績を評価する。 ①同種業務の実績又は成果をマネジメントした実務経験を有する者 ②類似業務の実績又は成果をマネジメントした実務経験を有する者	① 10 ② 5
業務実施体制		
業務実施体制の妥当性	次のいずれかの項目に該当する場合は選定しない。 <input type="checkbox"/> 主たる部分を再委託する場合 <input type="checkbox"/> 業務の分担構成が不明確又は不自然な場合 ・分担業務の記載がない ・業務内容と無関係な分担業務がある ・分担業務の内容に対して過大又は過小な人員を配置している	数値化しない

業務理解度、実施手順、工程計画、その他		
業務理解度	業務の目的、条件及び内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	20
実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
工程計画	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	10
業務の目的が理解されておらず、実施フローや工程計画の妥当性が著しく劣る場合は選定しない。 また、参考見積の対象外となる提案はしないこと。		数値化しない
選定テーマに対する企画提案		
的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	25
	着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	
実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	25
	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	
業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。 なお、参考見積の対象外の技術提案については、加点しない。		数値化しない
経済性		
参考見積の妥当性	提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積りが不適切な場合には選定しない。	数値化しない
合 計		130

13 選定結果の通知及び公表

受注候補者の選定結果は、令和7年5月中旬に有資格提案者全員に書面により通知する。

なお、審査結果は評価の公正性、透明性等を示すため、受注候補者以外の参加事業者名を伏せて本市ホームページ上で公表する。

14 提案資格の喪失

有資格提案者が、提案資格確認結果通知の日から契約締結日までの間に次のいずれかに該当するときは、本プロポーザル方式により企画提案書を提出することができないものとし、既に企画提案書を受領している場合は、その企画提案書は無効とする。

なお、受注候補者が提案資格を喪失したときは、第11項の評価が次順位の者を受注候補者とすることができる。

- (1) 提案資格を満たさないこととなったとき
- (2) 提出された書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) その他不正行為をしたことが判明したとき

15 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加するために要する一切の経費は、提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (2) 企画提案書等提出後における書類の差し替え、追加提出及び再提出は認めない。
- (3) 提出された書類は、選定以外の目的では使用しない。
- (4) 審査結果に対する異議申立ては、これを認めない。
- (5) 本業務の受注候補者の選定に必要な範囲内において、企画提案書等を複写する場合がある。
- (6) 本業務の受注候補者の選定に必要な範囲内において、提出された書類の内容を電話等で確認する場合がある。
- (7) 企画提案書等に虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、当該提案を無効とする。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、秦野市情報公開条例（平成17年10月4日条例第14号）に基づき提案書を公開することがある。
- (9) 受注候補者として選定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、ヒアリングを実施する場合がある。
- (10) 原則として、配置予定技術者の変更は認めない。

16 問合せ先

秦野市政策部総合政策課

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号

電話：0463-82-5101（直通）

Mail：seisaku@city.hadano.kanagawa.jp